

高砂市育友会補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、幼稚園児及び小・中学生の健全育成及び教育の効果の拡充を図るため、学校園の教職員及び幼児・児童・生徒の保護者によって構成されるPTAの活動に必要な経費の一部を補助することを目的とする。

(補助金の交付対象)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、高砂市連合PTA協議会とする。

(補助金の対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、教育支援活動に要する経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象事業に要する経費の3分の1を上限とし、予算で定める額の範囲内で交付するものとする。

(補助金の交付)

第5条 補助金の交付手続きについては、この要綱に定めるもののほか、高砂市各種事業補助金交付規則（昭和47年高砂市規則第16号）に定めるところによる。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。